

議案第 4 1 号

瑞穂町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 7 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例（平成 2 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「介護保険法施行規則」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則」に、「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項」を「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号」に、「修了した者」を「修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者）にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に

限る。）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

瑞穂町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 略 (1)(2) 略 (3)主任介護支援専門員(介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するとともに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。)附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることと</p>	<p>第1条から第3条 略 (職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 略 (1)(2) 略 (3)主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p>

される平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)(平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。